

第19回 令和7年度からの 新しい処遇改善 (処遇改善通知) ④

(株) 福祉総研 上席研究員
松本和也

Q

処遇改善通知が改正されましたが、その注意点や変更点について教えてください。

令和7年9月2日、処遇改善通知が改正され、併せて「処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）」も第4版に更新されました。本連載第16回～第18回の3回にわたり、通知改正前の情報に基づいて説明を行ってきましたが、今般の通知改正およびFAQ更新で明らかになった点を中心に、これまでの解釈について整理してみましょう。

(1) 新しい制度における「加算額」

第17回で「加算実績額」の算定方法について説明しました。昨年度までの制度（以下「旧制度」と言います。）では、計画時の算定額は「加算見込額」、実績報告時の算定額は「加算実績額」と定義され、それぞれ実際に公定価格において算定される額とは一致しない額でした。しかし新しい処遇改善通知には「加算実績額」の単語はなく、「加算額」という単語が旧制度の「加算実績額」と同義で使用されているようです。

したがってまず、今後第17回で紹介した内容を

ご覧いただく際には、「加算実績額」を「加算額」に置き換えてお読みいただく必要があります。

(2) 加算額の算定に使用する数値

公定価格は年度当初に単価が示され、8月の人事院勧告を経て改正単価が示されます。ここ数年、人勧はプラス改定を続けており、改正単価は当初単価から増加する傾向が続いています。

旧制度における「加算実績額」の算出にあたっては、加算された額を全額執行するという制度の主旨の観点から、最終的に実際に加算される単価、すなわち改正単価を使用して算出することが通知に明記されていました。私自身もそういった認識に基づいて、この連載第17回で解説を行ったところです。

ところがFAQ第4版では下のようなQ & Aが追加されています（下線は筆者。以下同じ。）。これによれば、最終的な支出額の確認を行うにあたっても、要支出額（法定福利費分を含む。以下同じ。）は当初単価を適用して算出することが示されています。これは改正単価のすべての項目に当年度の人勧分が反映されることから、処遇改善等加算の単価にも人勧分が反映され、処遇改善等加算として支出すべき額は人勧分を反映しない額、つまり当初単価に基づく額である、ということが理由のようです。

「処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）」【第4版】
問73) No. 10で、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定分には、改定により区分2・3の加算額が上がった分も含まれることが示されています。
別紙様式6の実績報告書には、「(1)加算額以上の賃金改善について」に「①加算額」と「②加算による改善等実績総額」を比較する必要がありますが、この「加算額」は、改定前の単価に基づき、算出した金額であるという理解で良いでしょうか。
答) お見込みのとおりです。

以上のことから「加算額」すなわち支出すべき額は、年度当初から1年間の実際の児童数をもとに、当初単価を適用して求めるということになります。

処遇改善等加算のうち区分2と区分3は、加算額全額を支出する必要があります。そして支出すべき額は次ページの図のように実績報告において別紙様式6の(1)①に記載します。そしてここに記載された額を全額執行したかどうかを②と比較することで確認します。したがってここに記載する額、すなわち実際に支出すべき額は、年度当初の単価を用いて実

際の子童数をもとに算出することになります。もちろん、実際の委託費や施設型給付費の請求額の算定と同様に、月によって子童数が変動すれば単価も変動しますし、月途中の入所・退所子童がいれば日割り計算も必要です。

別紙様式 6

令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算）

市 町 村 名 0
施設・事業所名 0
施設・事業所類型 0
施設・事業所番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

(1) 加算額以上の賃金改善について

	区分2「賃金改善分」	区分3「賃の向上分」	区分2	区分3
① 加算額	円	円	☐	☐
② 加算による改善等実績総額（①の額以上であること）	0 円	0 円		
うち、加算による改善実績総額	0 円	0 円		
うち、事業主負担増加総額	円	円		

最終的に差額精算を行うことで、委託費または施設型給付費に実際に加算される額は改正単価をもとに算定されたことになるため、実際に支払われる額と処遇改善制度上の「加算額」は一致しないことに留意しなければなりません。この点について第17回の(2)では、従前にならって改正単価を使用することが予想される旨を述べていますが、明確な方針が示されたので訂正いたします。

(3) 区分2の算定方法

処遇改善等加算のうち区分2の額は処遇改善に充てなければなりませんから、この額を算出する必要があります。区分2の額の算定方法については、今般の通知改正で下のような文章に訂正されました。この算式は実績報告書における「加算額」の算定にあたって、実際の子童数を用いて適用します。

【処遇改善通知】
第4 加算額の算定
1 要件の確認に係る区分2の加算見込額の算定
第2の2の要件の確認に係る区分2の加算見込額の算定は、利用子どもの認定区分、年齢区分及び処遇改善等加算以外の加算又は減算ごとに、次の〈算式〉により算定した額を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。
〈算式〉
「加算当年度の区分2の単価」×「区分2の加算率」×「加算当年度の見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

これについて、第17回の(3)に示した例をもう一度引用して補足します（下記の例参照）。

加算率(a)は区分1、すなわち職員の平均経験年数によって2%～12%の範囲で決定される率です。また(b)は旧制度の賃金改善要件分であった6%または7%で、今年度の区分2を構成します。そして(c)は昨年度までの加算Ⅲの加算額を加算率に変換したもので、これも区分2の一部です。

例えば(a)が12%、(b)が7%の場合、処遇改善等加算の単価は次のように計算します。

【4歳以上児の場合】480円×(12+7+2.8)=10,464円⇒10,460円（10円未満切捨て）

しかしここで求めたいのは、処遇改善の対象とすべき区分2のみの額です。第17回ではこの計算方法が不明確である旨を述べましたが、今般ある程度明確になりました。区分2の単価は、次のように計算して求めます。

【4歳以上児の場合】480円×(7+2.8)=4,704円⇒端数処理は不明

別紙様式 6

令和 年度賃金改善実績報告書（処遇改善等加算）

市 町 村 名 0
施設・事業所名 0
施設・事業所類型 0
施設・事業所番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

(1) 加算額以上の賃金改善について

	区分2「賃金改善分」	区分3「賃の向上分」	区分2	区分3
① 加算額	円	円	☐	☐
② 加算による改善等実績総額（①の額以上であること）	0 円	0 円		
うち、加算による改善実績総額	0 円	0 円		
うち、事業主負担増加総額	円	円		

知の第4の5に算式として示されています。つまり前記の端数処理の如何によって、人勧分の算定額に影響することになるわけです。

処遇改善に充てるべき区分2の額の算定はかなり複雑です。この計算を誰が行うのかも含めて、早めに市町村等との共通認識を持つことが望まれます。

「加算当年度の区分2の単価」×「区分2の加算率」×「加算当年度の見込平均利用子ども数」×「賃金改善実施期間の月数」

【12/100地域所在の利用定員90名の保育所の例】

		区分1		区分2	
12/100地域	81人から90人まで	2号	4歳以上児	+	480 (560) ×
		3号	3歳児	+	560 (1,150) ×
			1, 2歳児	+	1,150 (2,000) ×
			乳児	+	2,000 ×
					(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
					(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
					(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))
					(加算率(a) + 加算率(b) + 2.8(c) (2.8(c)))